

Ryukoku University



教務課題検討フォーラム

2b) 事例で学ぶ教員免許事務（教育課程の変更届）

2023年12月16日

社会学部教務課 小野 勝士

- 1) 講習会は、資料が手元もしくは画面上で閲覧できている状況で進めます。
- 2) 講習会は、本資料で変更届の概要を説明した後、練習問題の解説に移ります。
- 3) 質問はQ&A機能を用いて行ってください。
- 4) タイムスケジュールは次のとおりです。
 - 13:30～15:00 講習会前半
(対面・オンライン・アーカイブ)
 - 15:00～15:10 休憩
 - 15:10～15:30 意見交換など (対面会場のみ)
～16:30まで対応可

作成時点において最新の手引きを参照する。

2023年度末（～2024/3/31まで）に提出する届出は令和7年度開設用を参照する。

↓ 令和6年度開設用手引き（105頁）

Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式

※ 変更届を作成する際は、その時点で最新の手引きに記載の要領にしたがって作成すること。
（変更する課程の認定申請時点の手引きに記載の要領を参照するのではないことに留意。）

■授業科目関係の変更

- ①新設、②廃止、③名称変更、④単位数、⑤履修方法、⑥開設方法変更（共通開設範囲等）

■教員関係の変更

- ①教職専任教員を追加・削除
- ②教職専任教員の担当授業科目を追加・削除
- ③兼任教員or兼任教員から教職専任教員に担当を変更する
- ④教職専任教員から兼任教員or兼任教員に担当を変更する
- ⑤教職専任教員の職位の変更
- ⑥教職専任教員の氏名変更

翌年度はたまたま担当しないだけというのは変更該当しない。

2004年度末までの提出分までは教員関係の変更については、教職に関する科目の専任教員変更に限定されていた。

そのため、教科・養護・特別支援教育に関する科目については専任教員が退職・死亡した場合であっても届出事由とされていなかった。

2005年度以降提出分からすべての課程の専任教員について、前頁記載の届出事由に該当する場合は届出が必須となった。

こうしたことから、2005年度以降は爆発的に変更届の提出枚数が増えることとなった。

■ どの変更についても必要

- ① かがみ
- ② 変更内容一覧表
- ③ 理由書（様式任意）
- ④ 新旧対照表

■ 変更内容に応じて必要

- ・ 履歴書・教育研究業績書・・・教職専門科目・特別支援教育に関する科目に専任教員の追加・変更の場合のみ必要。

※令和5年度開設用手引きまでは科目新設時にシラバスが求められていたが、令和6年度開設用手引きから不要となった。

学生の在学状況 〈4年制大学〉（2024年度時点）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
課程	旧課程				新課程			
学年	8	7	6	5	4	3	2	1



2024年度に確実に在学する学生

この学生が離籍するまで変更届は必要

新課程：授業科目関係・教員関係の変更があった場合は届出が必要（ただし、取下届を提出した課程については不要）。

旧課程：授業科目関係の変更があった場合のみ届出が必要（ただし、取下届を提出した課程については不要）。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
課程	旧課程		新課程					
学年	8	7	6	5	4	3	2	1

■新課程と旧課程それぞれ、カリキュラムが1つしかない場合は、新課程、旧課程の変更届はそれぞれ1パターンを作成する。

■カリキュラムが次のように分かれている場合はその数だけ変更届を作成する。ただし、教員関係の変更のみの場合であれば旧課程の届出は不要。

- ①2016～2017年度、②2018年度、③2019～2021年度、④2022年度～

今回の事例における新旧対照表の必要枚数

■ 今回の変更届作成前

課程	旧課程	新課程				
年度	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
教職	○	○			○	
教科	○	○				

■ 今回の変更届

課程	旧課程	新課程						
年度	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
教職	○	○			○			
教科	○	○					○	

あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

(免許法施行規則第21条第2項)

→学期初めから変更することが大半だと思われるので、前年度末・新学期前に提出する。期中での専任教員の退職等による変更が生じたときは随時提出する。

■授業科目関係

- ①最低修得単位数を下回っていないか。
- ②一般的包括的内容を含む科目・含む事項を含む科目（いわゆる必修科目・選択必修科目）が修得できる変更か。
（たまに必修科目がなくなっている場合がある）
- ③科目開設ルールに反していないか（共通開設、他学科等開設の利用上限違反）
- ④追加する授業科目と科目区分や事項との相当性があるか。

手引き別冊（Q86）

Q 論文執筆や研究指導を目的とした科目を教職課程の科目として申請してよいか。

A 卒業論文、修士論文等の作成に関連した論文執筆や研究指導を目的とした科目などでは、学生によって扱う研究テーマ等が異なり、学校教育に資する教科又は教職の専門性にどのようなつながるか不明であることから、教員免許取得のために必要な単位として適当とは言えない。

■教員関係

- ①必要最低教員数を下回っていないか。
- ②教授は1名配置されているか。
- ③共通開設できない課程・科目同士で教職専任教員の重複はないか。
- ④変更届においては時間割表の記載と担当教員を一致させる必要はない。

手引き別冊（Q89）

Q 課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後4年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状況を示すのか。

A 認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば4年間、短期大学であれば2年間）を計画的に記載することとなる。

☆2009年度全私教協教員免許事務研修会（2009/9/12開催）質問表

Q 平成21年度（以下、「H21」という。）に認可を受けた課程において、授業科目Aは専任教員Bと兼任教員Cが隔年（H21「専任B」、H22「兼任C」、H23「専任B」、H24「兼任C」）で担当するため、専任教員のみを記載する様式第2号においては授業科目Aの担当者を専任B、様式第3号においては専任Bと兼任Cを授業科目Aの担当者として申請しました場合、変更届について以下の対応でよろしいでしょうか。

- ① H22担当予定の兼任Cが専任Dに変更する場合、専任教員の追加なのでH21末に変更届提出。（変更届の授業科目A「専任教員欄」にBとDを併記する）
- ② 予定通りで担当者変更はなくてもH22は兼任教員なのでH21末に専任教員Bを削除の変更届を提出して、H22末に専任教員Bを追加する変更届の提出が必要でしょうか。

A

- ① 貴見のとおり。
- ② 変更届は、担当される年度ごとに認定をするという趣旨の届出ではないので、本件の場合は、専任教員Bの変更届は不要です。

↓令和6年度開設用手引き（105頁）

なお、変更届の提出にあたっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認すること。

2006年度までは変更届案を郵送またはFAXにて送付。文科省にて確認を終えた後に提出するという流れであったが（文科省による事前確認は届出の要件ではない）、2007年度から文科省の事前確認はなくなった。

■平成22年度改訂版手引き（132頁）

4 変更届の提出にあたっての注意事項

- ・変更届を提出する前に、大学が、以下の点を必ず確認すること。

- 法令や審査基準などを満たしているか

- 書類に不備がないか など

（平成18年度までは大学が変更届（正本）を提出する前に変更届（案）を文部科学省へ提出していたが、平成19年度から変更届（案）を提出する必要はないこととしている。）

2006年度までの提出方法（平成18年度改訂版手引き：56頁）

- ・届出にあたっては、①法令等の基準を満たしているか、②様式に不備がないか、などを事務方で事前に確認することを原則とする。

（通常：届出案を大学から文部科学省へFAX送信→文部科学省から大学へ確認の旨の連絡→届出の提出）。ただし、これら事前の確認は、届出書類の差し替えの手間をあらかじめ控除するために行うもので、届出の条件ではない。また、年度末は変更届が集中することから、変更届案を事前に提出する際は、遅くとも2月中に提出することとする。その場合は原則としてFAX（書類の分量が多い場合は郵送）で提出すること。なお、変更届案及び正本の提出は大学として取りまとめて提出すること（学科、学部ごとに行うものではない。）

- ・変更届が法令等の基準を満たしておらず著しく問題があると判断される場合は、課程認定委員会で審議の上、実地視察の対象となる場合があることに留意すること。



**RYUKOKU
UNIVERSITY**